

専門ワーキング・グループの設置について（案）

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム設置要綱第7条第1項に基づき、本フォーラムに新たに以下の専門ワーキング・グループを設置することを提案します。

著作権法関係有識者専門ワーキング・グループ

（検討内容）

2020年6月15日開催の本フォーラム添付資料3「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）検討の方向性」（参考資料1）の4に記載の以下の検討を行い、運用指針の令和3年度版の策定に向けとりまとめる。

4. その他について

以下の①、②について検討を行う。

- ① 著作物レンタルや、デジタルサービス（デジタル教材、データベース、ワークシート、フォトサービス等）、コンテンツ配信契約、有料放送、有料音楽配信等のうち、教育利用であるか否かに関わらず複製、公衆送信して利用することが禁止されていることを定めている契約を、それぞれのサービスを提供する者との間締結した場合において、当該契約により入手した著作物を利用すること。
- ② コピーやアクセスの制限をかけられた著作物の複製又は公衆送信利用。
例）Blu-ray Disc/DVD などの映画の著作物等

（構成員）

3名を予定し、法的側面に精通している有識者により構成する。